

議題 1 県立社会福祉施設のあり方専門分科会の運営について

1 目的

福島県社会福祉審議会（以下「審議会」という）が平成28年10月に「県立社会福祉施設のあり方見直しについて」を建議して以来7年以上が経過し、社会福祉を取り巻く情勢が変化する中、県が定めた工程表の期間も令和7年度までとなっていることから、施設のあり方についてあらためて調査審議する必要がある。このため、福島県社会福祉審議会運営規程第3条の規定に基づき、審議会に県立社会福祉施設のあり方専門分科会（以下「専門分科会」という）を設置する。

2 専門分科会の構成

- (1) 専門分科会は、審議会委員長が委員の中から指名する者8人以内で構成する。
- (2) 専門分科会の委員の互選により、分科会長及び副会長を各1人置く。

3 専門分科会の調査審議事項

専門分科会は、次の事項の調査審議をする。

- (1) 県立社会福祉施設（太陽の国の関連施設を含む）の担うべき役割
- (2) 個々の施設のあり方の方向性
- (3) その他県立社会福祉施設（太陽の国の関連施設を含む）のあり方に関して必要な事項

4 専門分科会のスケジュール（想定）

- ・ 7月26日 第1回専門分科会（会長・副会長選任、施設概要、論点整理）
- ・ 9月 3日 第2回専門分科会（意見具申・素案の審議）
- ・ 10月9日 第3回専門分科会（意見具申・まとめ）